

令和7年春の全国交通安全運動実施要領

1 実施期間等

- 令和7年4月6日(日)から4月15日(火)までの10日間
- 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(木)

2 運動の目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

3 運動の重点

- (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転^{※1}等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

4 スローガン

「てをあげて くるまにおしらせ ぼくはここ」

5 推進事項

推進主体	推 進 事 項
家庭では	<ul style="list-style-type: none">○ 歩きスマホやながら運転の危険性や歩行者、自転車利用者、運転者として交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践について話し合うなど、交通安全意識を高め、事故に遭わない、起こさないために「止まる-見る-待つ」の交通安全行動を習慣付ける。○ 道路横断の際は、横断歩道を渡り、近くに横断歩道がない場合には、明るい場所や見通しの良い場所を選び、左右の安全確認を徹底し、無理な横断をしないことなど横断時の安全確認について声掛けをする。○ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の必要性和効果について話し合い、正しく着用する。 注：妊娠中であっても、母体と胎児を守るため、医師の指導を受けながら正しい着用に努める。○ 飲酒運転（酒酔い運転・酒気帯び運転）の危険性と違法性を話し合い、「飲酒運転4（し）ない運動」を実践し、家庭から飲酒運転に関する人を出さない。○ 高齢運転者に対して、悪天候時や体調不良時は運転を控えるなどの補償運転^{※2}を促すほか、運転免許証の自主返納について話し合う。○ 自転車の新たなルール（飲酒運転・ながらスマホ^{※3}の禁止）の遵守やヘルメット着用等の自転車の交通ルールや正しい乗り方を習得するとともに、反射材を含む自転車の点検・整備を確実に行う。○ 自転車利用者が加害者となる事故について話し合い、自転車損害賠償責任保険等^{※4}への加入に努める。
地域・職場・学校では	<ul style="list-style-type: none">○ 通学（通園）・帰宅時間帯において、歩行者・自転車利用者に対する交通安全街頭活動を行い、こどもや高齢者等の保護に努める。○ 交通安全教室や各種行事、学校でのホームルーム等を活用して、反射材用品等の効果について周知し、普及・着用を促進する。また、全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用のほか、歩きスマホや自転車利用時のながらスマホの禁止を徹底する。○ 職場内における朝礼・会議等を利用して交通安全啓発を行う。また、自動車運転者には、夕暮れ時のライトの早め点灯と夜間の原則上向きライト走行やながら運転の禁止を呼び掛ける。○ 飲酒運転の危険性と違法性について従業員等に指導するとともに、ハンドルキーパー運動^{※5}の周知や、運転者の運転前後のアルコールチェックを確実に実施するなど、飲酒運転を絶対に「しない」「させない」「ゆるさない」を徹底する。○ 全ての自転車利用者、「自転車安全利用五則」等を活用した正しい自転車の乗り方を指導する。○ 自転車の事故事例を示しながら、全ての年齢層の自転車利用者によるヘルメット着用や自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性について周知する。
関係機関・団体では	<ul style="list-style-type: none">○ 通学路や未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路における安全点検と保護活動に努め、こどもの安全を確保する。○ 街頭活動を通じて、高齢者を始めとする歩行者や自転車利用者へ反射材用品を配布するなど、その普及・着用を促進する。

※1 ながら運転：自動車を運転しながら、携帯電話、カーナビやタブレット等の画像表示用装置を使用すること。

※2 補償運転：危険を避けるため、運転する時と場所を選択し、運転能力が発揮できるよう心身及び環境を整え、加齢に伴う運転技能の低下を補うような運転方法を探ること。

※3 ながらスマホ：自動車を運転しながら、携帯電話等の画像表示用装置を使用すること。

※4 自転車損害賠償責任保険等：自転車の利用によって他人の生命又は身体が害された場合における損害を補填するための保険又は共済をいう。

※5 ハンドルキーパー運動：自動車で飲食店等に行く場合、酒類を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が、仲間を安全に自宅まで送り届ける運動のこと。

関係機関・団体では	<ul style="list-style-type: none"> ○ ライトの早め点灯、夜間の原則上向きライト走行、反射材用品等の着用などの模範的な交通行動を示す。 ○ 農作業車両運転者には、確実な運転操作など安全運転を呼び掛けるとともに、同車両と積荷への反射材用品の装着を促進する。 ○ スピードの出し過ぎがもたらす危険性やながら運転は、重大な事故につながる危険な行為であること等の広報啓発活動を推進し、スピードダウンとながら運転禁止の意識付けを図る。 ○ シートベルトとチャイルドシート着用による被害軽減効果を周知するとともに、実技講習会等で正しい装着方法を教え、着用を徹底させる。 ○ 各種広報や行事を活用して、飲酒運転に伴う運転者・同乗者・酒類提供者等に対する処罰規定を周知し、ハンドルキーパー運動やアルコール検知器の活用を促進し、飲酒運転の根絶を図る。 ○ 自転車・特定小型原動機付自転車等利用時の交通ルールを周知し、全ての自転車・特定小型原動機付自転車利用者によるヘルメットの着用促進と交通マナーの向上を図る。 ○ 自転車利用者が加害者となる事故に備え、自転車損害賠償責任保険等への加入の必要性について周知する。
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ スクールゾーンやシルバーゾーン、ゾーン 30 を通行するときは、速度を十分に落として歩行者や自転車の安全を確保する。 ○ 歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行するとともに、横断歩道では、歩行者優先を徹底し、横断しようとしている歩行者がいる場合は、必ず一時停止して、手で横断を促すことを示す「ハンド・コミュニケーション^{※6}」を実践する。 ○ 歩行者や自転車の側方を通過するときは、安全な間隔を保ち、徐行するなど思いやりのある運転をする。 ○ 飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性を認識し、飲酒運転を絶対にしない。また、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）やながら運転もしない。 ○ 普段から時間にゆとりを持った早めの出発に努め、特に長距離を運転するときはゆとりのある運転計画を立てるなど気持ちに余裕を持ち、スピードの出し過ぎを防止する。 ○ シートベルトを自ら正しく着用するとともに、同乗者の安全を守る責任があることを自覚し、全ての同乗者にシートベルトやチャイルドシートを正しく着用させる。 ○ 夕暮れ時や夜間には、ライトの早め点灯（雨天・曇天等の天候不良時のライト点灯を含む。）と原則上向きライト走行を励行し、歩行者・自転車の早期発見と自車の存在を知らせることにより交通事故の防止に努める。 ○ 高齢者は、身体機能の変化や運転技能の低下を自覚し、悪天候時は運転を控えるなど、補償運転を励行し、自己の運転技能に応じた無理のない運転を心掛ける。
自転車利用者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車も車両であることを再確認し、車道の左側通行の原則や飲酒運転の禁止等の「自転車安全利用五則」を遵守し、正しい交通マナーを実践する。 ○ 歩道通行時は歩行者優先であることを自覚し、歩行者の通行を妨げるときは必ず一時停止する。 ○ 乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用の被害軽減効果を理解し、ヘルメットを着用する。 ○ 飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性を認識し、飲酒運転を絶対にしない。 ○ ながらスマホは、事故に繋がる危険な行為であることを認識し、ながらスマホを絶対にしない。また、ヘッドホン等の使用により周囲の音や声が聞こえない状態での運転もしない。 ○ 夕暮れ時や夜間は、他の車両や歩行者から見えにくいことを理解し、早めにライトを点灯するほか反射材用品等を活用する。 ○ 乗車前等、適切な点検・整備を実施し安全利用に努める。 ○ 加害者となる事故に備え、自身と相手を守るため、自転車損害賠償責任保険等への加入に努める。 ○ 悪天候時や体調不良時の安全に自転車を利用できない場合は利用を控えるよう努める。
歩行者は	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路横断の際は、横断歩道を渡り、近くに横断歩道がない場合には、明るい場所や見通しの良い安全な場所を選び横断する。横断時は、「止まる－見る－待つ」の交通安全行動の徹底と手を上げるなどの「ハンド・コミュニケーション」を実践し、無理な横断はしない。また、歩きスマホはしない。 ○ 夕暮れ時や夜間外出時には、明るい服装や反射材用品を着用する。 ○ 高齢者は、加齢による身体機能の変化を認識し、余裕を持った横断を心掛ける。

《自転車安全利用五則》

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

《飲酒運転4（し）ない運動》

- 1 運転するなら酒を飲まない。
- 2 運転する人に酒を提供しない。
- 3 酒を飲んだ人に車を提供しない。
- 4 酒を飲んだ人の車に同乗しない。

※6 ハンド・コミュニケーション:横断歩道等において、歩行者は手を上げるなどして横断する意思表示を行い、運転者は横断歩道手前で一時停止後、手を差し出し歩行者に横断を促す意思表示を行うことで、安全に横断することを確認し合うもの。